

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和07年04月01日

計画の名称	第 期三重県公営住宅等防災・安全計画（三重県地域住宅計画）（防災・安全）											
計画の期間	令和03年度～令和07年度（5年間）										重点配分対象の該当	
交付対象	三重県,津市,四日市市,松阪市,桑名市,鈴鹿市											
計画の目標	『国土強靱化地域計画に基づいた命と暮らしを守るインフラ再構築と生活空間の安全確保を目的に、県及び市が管理する公営住宅等の防災・安全対策に取り組む。』											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	2,796	A	2,796	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R3当初	R5末	R7末
1	当計画期間内における各事業主体の公営住宅等長寿命化計画に定める当計画事業に基づいた公営住宅等の達成率を32%(R3)から51%(R7)に増加させる。 当計画期間内における各事業主体の公営住宅等長寿命化計画に定める当計画事業に基づいた公営住宅等の達成率 (達成率) = (改善済み住戸) / (各事業主体の公営住宅等の管理戸数(用途廃止予定の住戸を除く。)) × 100	32%	45%	51%

備考等	個別施設計画を含む	<input type="radio"/>	国土強靱化を含む	<input type="radio"/>	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
三重県国土強靱化地域計画に基づき実施される要素事業：A1-1、四日市市国土強靱化地域計画に基づき実施される要素事業：A1-4, A1-5, A1-6、松阪市国土強靱化地域計画に基づき実施される要素事業：A1-7、桑名市国土強靱化地域計画に基づき実施される要素事業：A1-9, A1-10, A1-17、鈴鹿市国土強靱化地域計画に基づき実施される要素事業：A-13												

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	三重県	直接	三重県	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-1)	外壁改修・屋上防水改修・昇降機改修等	三重県						855		策定済
	A15-002	住宅	一般	津市	直接	津市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-2)	外壁改修・屋上防水改修等	津市						316		策定済
	A15-003	住宅	一般	四日市市	直接	四日市市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-4)	外壁改修・屋上防水改修等	四日市市						629		策定済
	A15-004	住宅	一般	四日市市	直接	四日市市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-5)	長寿命化計画策定委託事業	四日市市						6		-
	A15-005	住宅	一般	四日市市	直接	四日市市	-	-	住宅地区改良事業等(改良事業等)(A1-6)	長寿命化計画策定委託事業	四日市市						1		-
	A15-006	住宅	一般	松阪市	直接	松阪市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-7)	外壁改修・屋上防水改修等	松阪市						387		策定済

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
地域住宅計画に基づく事業	A15-007	住宅	一般	松阪市	直接	松阪市	-	-	住宅地区改良事業等(改良住宅ストック総合改善事業)(A1-8)	外壁改修・屋根改修等	松阪市						50		策定済
	A15-008	住宅	一般	桑名市	直接	桑名市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-9)	外壁改修・屋上防水改修・屋根改修等	桑名市						147		策定済
	A15-009	住宅	一般	桑名市	直接	桑名市	-	-	住宅地区改良事業等(改良住宅ストック総合改善事業)(A1-10)	外壁改修・屋上防水改修・屋根改修等	桑名市						15		策定済
	A15-010	住宅	一般	桑名市	直接	桑名市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-11)	長寿命化計画策定委託事業	桑名市						3		-
	A15-011	住宅	一般	桑名市	直接	桑名市	-	-	住宅地区改良事業等(改善推進事業)(A1-12)	長寿命化計画策定委託事業	桑名市						1		-
	A15-012	住宅	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-13)	外壁改修・屋上防水改修等	鈴鹿市						240		策定済

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
地域住宅計画に基づく事業	A15-013	住宅	一般	三重県	直接	三重県	-	-	公営住宅等整備事業(A1-14)	県営住宅の解体 等	三重県						40		策定済
	A15-014	住宅	一般	津市	直接	津市	-	-	公営住宅等整備事業(A1-15)	市営住宅の解体	津市						3		策定済
	A15-015	住宅	一般	四日市市	直接	四日市市	-	-	公営住宅等整備事業(A1-16)	市営住宅の解体	四日市市						11		策定済
	A15-016	住宅	一般	桑名市	直接	桑名市	-	-	公営住宅等整備事業(A1-17)	市営住宅の解体	桑名市						62		策定済
	A15-017	住宅	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	-	-	公営住宅等整備事業(A1-18)	市営住宅の解体	鈴鹿市						30		策定済
											小計						2,796		
											合計						2,796		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04	R05	R06	
配分額 (a)	294	213	239	267	
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	294	213	239	267	
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	
支払済額 (e)	283	213	239	267	
翌年度繰越額 (f)	11	0	0	0	
うち未契約繰越額(g)	0	0	0	0	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

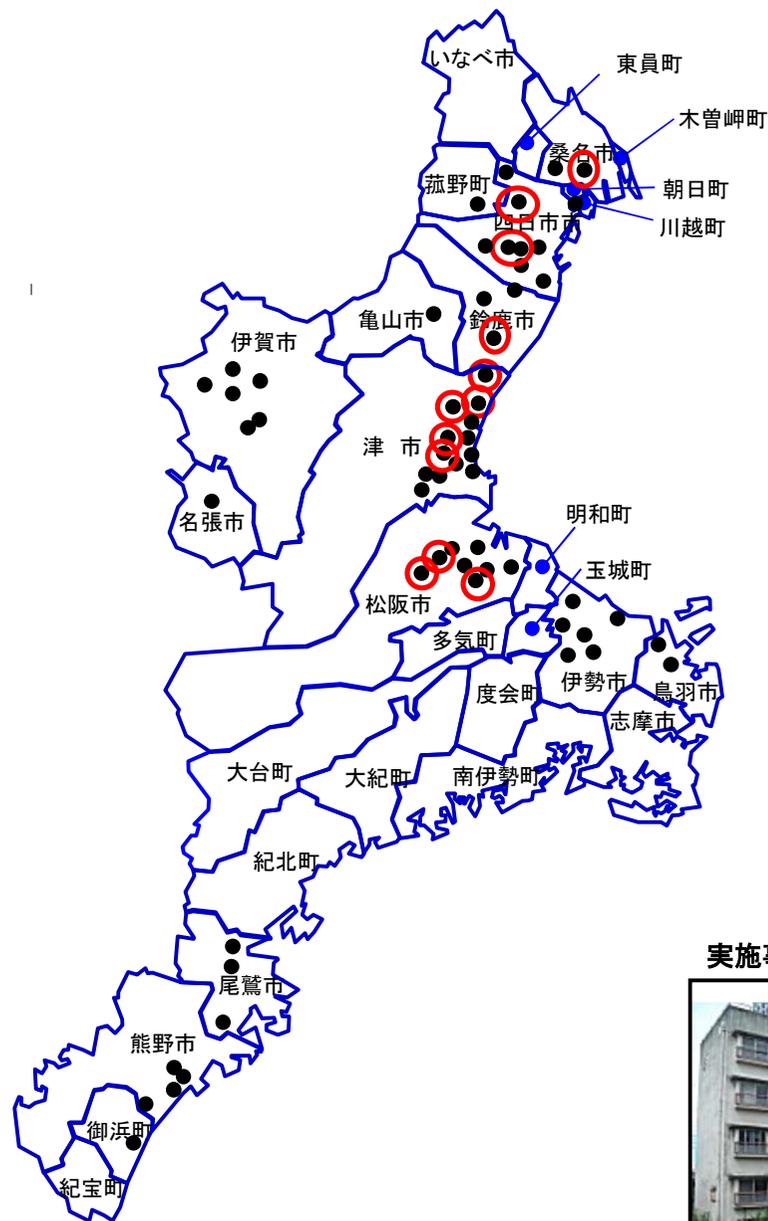
事前評価チェックシート

計画の名称： 第 期三重県公営住宅等防災・安全計画（三重県地域住宅計画）（防災・安全）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	○
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
II. 計画の効果・効率性 地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○

(参考様式3) 参考図面 (防災・安全交付金)

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県公営住宅等防災・安全計画(三重県地域住宅計画)(防災・安全)	交付対象	三重県
計画の期間	令和3年度～令和7年度(5年間)		



(凡例)
● 県営住宅の位置

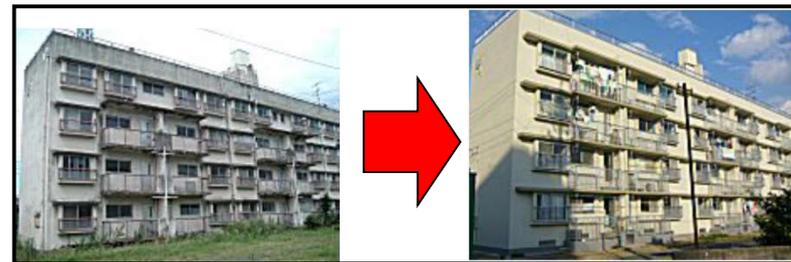
A1-1
公営住宅等ストック総合改善事業
(外壁改修・屋上防水改修・昇降機改修 等)

【対象団地】(赤丸の団地)
川成、笹川、笹川第二、あこず、桜島、一身田、千里、サンシャイン千里、白塚、パールハイツ西丸之内、粥田など

A1-14
公営住宅等整備事業
(県営住宅の解体 等)

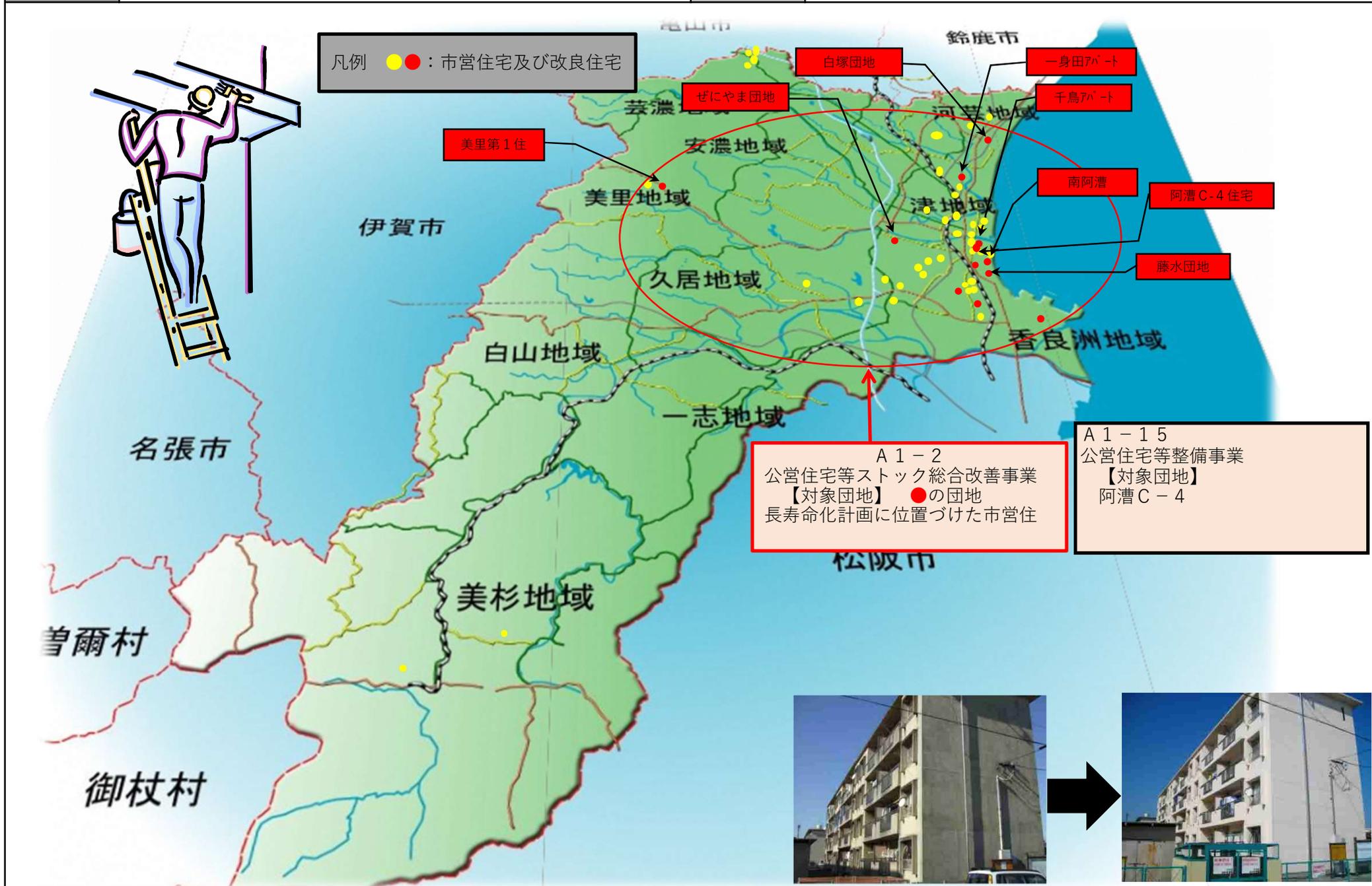
【対象団地】
十宮団地など

実施事業例(外壁改修)



(参考様式3) 参考図面 (防災・安全交付金)

計画の名称	第Ⅱ期三重県公営住宅等防災・安全計画(三重県地域住宅計画)(防災・安全)		
計画の期間	令和3年度 ~ 令和7年度 (5年間)	交付対象	津市



(参考様式3) 参考図面 (防災・安全交付金)

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県公営住宅等防災・安全計画(三重県地域住宅計画)(防災・安全)	交付対象	四日市市
計画の期間	令和3年度～令和7年度(5年間)		

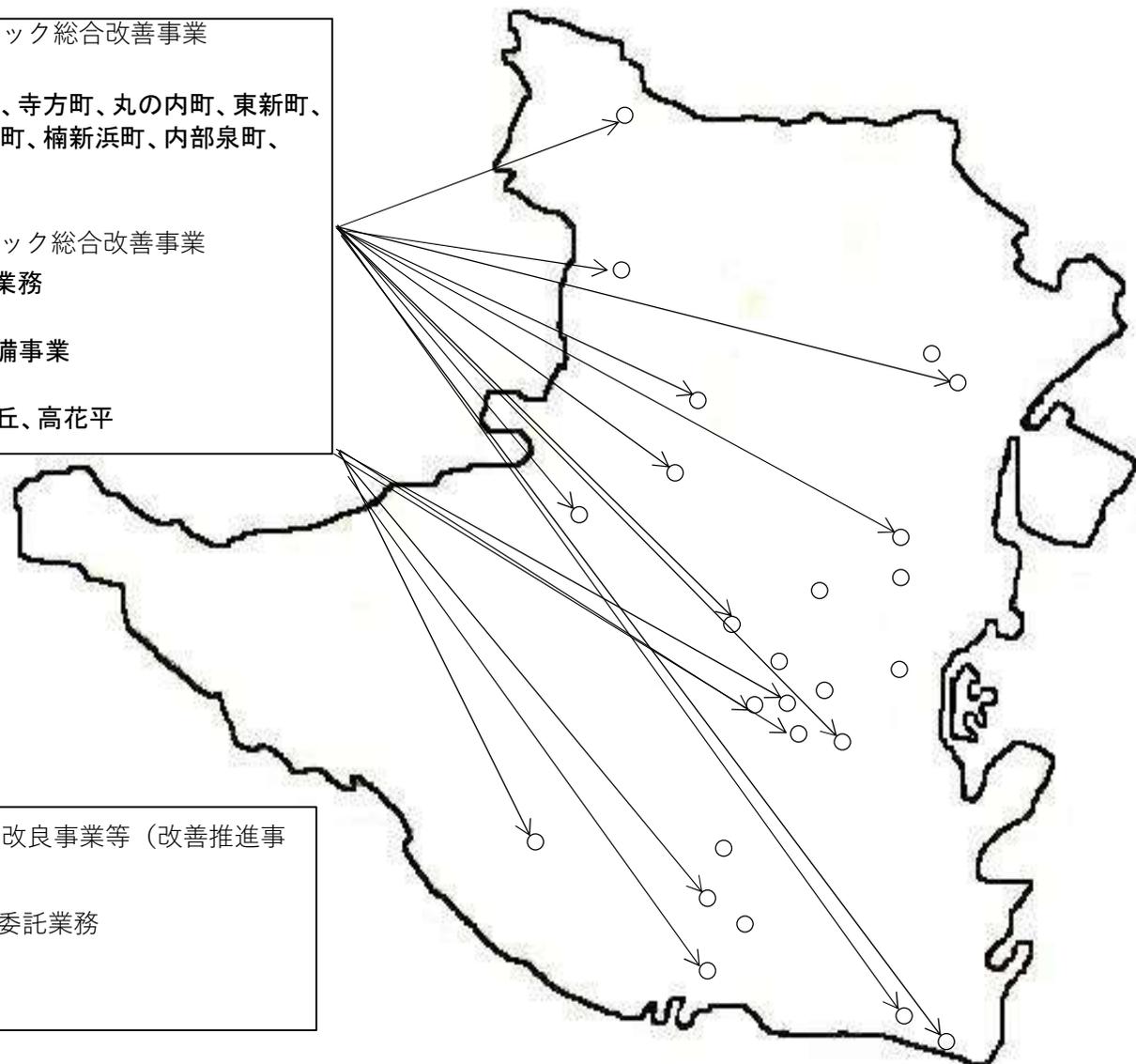
(凡例)
○ 市営住宅

A1-4 公営住宅等ストック総合改善事業
【対象団地】
 三重、坂部が丘、天白町、寺方町、丸の内町、東新町、
 楠旭町、西伊倉町、小牧町、楠新浜町、内部泉町、
 あさけが丘、大瀬古新町

A1-5 公営住宅等ストック総合改善事業
 長寿命化計画策定委託業務

A1-16 公営住宅等整備事業
【対象団地】
 石塚町、小鹿が丘、泊ヶ丘、高花平

A1-6 住宅地区改良事業等(改善推進事業)
 長寿命化計画策定委託業務



(参考様式3) 参考図面 (防災・安全交付金)

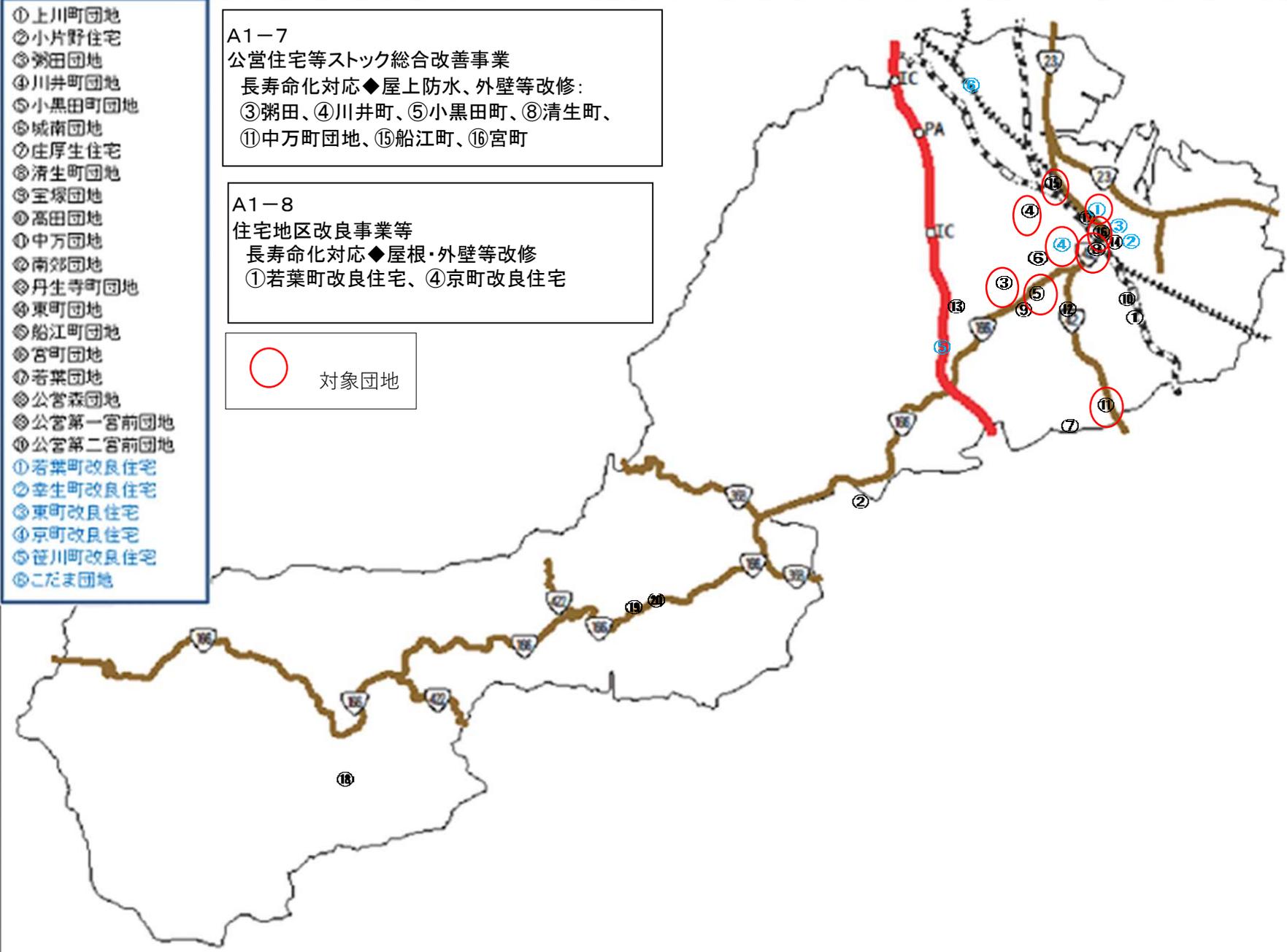
計画の名称	1 第Ⅱ期三重県公営住宅等防災・安全計画(三重県地域住宅計画)(防災・安全)	交付対象	松阪市
計画の期間	令和3年度～令和7年度(5年間)		

- ①上川町団地
- ②小片野住宅
- ③粥田団地
- ④川井町団地
- ⑤小黒田町団地
- ⑥城南団地
- ⑦庄厚生住宅
- ⑧清生町団地
- ⑨宝塚団地
- ⑩高田団地
- ⑪中万団地
- ⑫南郊団地
- ⑬丹生寺町団地
- ⑭東町団地
- ⑮船江町団地
- ⑯宮町団地
- ⑰若葉団地
- ⑱公営森団地
- ⑲公営第一宮前団地
- ⑳公営第二宮前団地
- ㉑若葉町改良住宅
- ㉒幸生町改良住宅
- ㉓東町改良住宅
- ㉔京町改良住宅
- ㉕笹川町改良住宅
- ㉖こだま団地

A1-7
 公営住宅等ストック総合改善事業
 長寿命化対応◆屋上防水、外壁等改修:
 ③粥田、④川井町、⑤小黒田町、⑧清生町、
 ⑪中万町団地、⑮船江町、⑯宮町

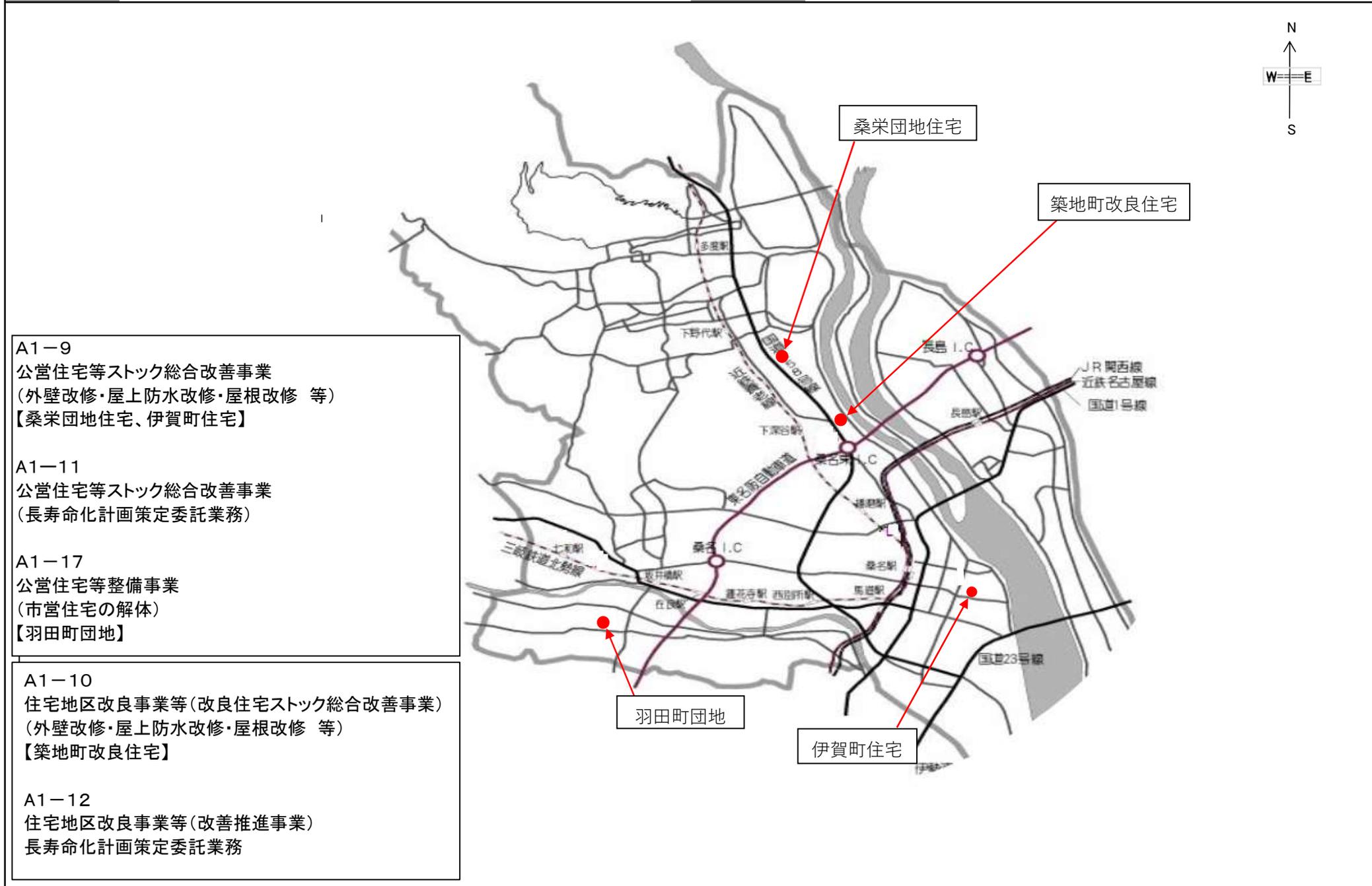
A1-8
 住宅地区改良事業等
 長寿命化対応◆屋根・外壁等改修
 ①若葉町改良住宅、④京町改良住宅

○ 対象団地



(参考様式3) 参考図面 (防災・安全交付金)

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県公営住宅等防災・安全計画(三重県地域住宅計画)(防災・安全)	交付対象	桑名市
計画の期間	令和3年度～令和7年度(5年間)		



A1-9
 公営住宅等ストック総合改善事業
 (外壁改修・屋上防水改修・屋根改修 等)
【桑栄団地住宅、伊賀町住宅】

A1-11
 公営住宅等ストック総合改善事業
 (長寿命化計画策定委託業務)

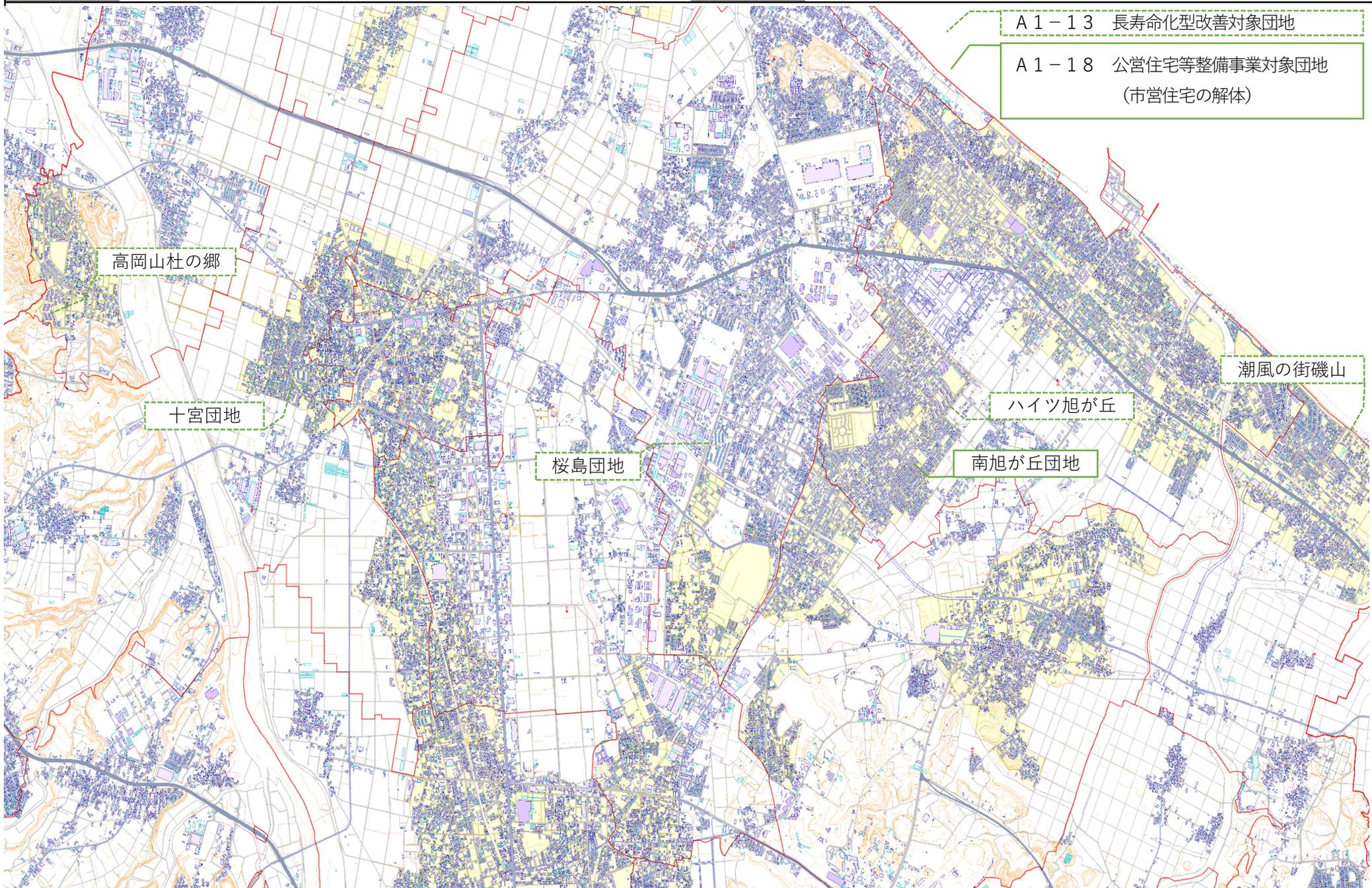
A1-17
 公営住宅等整備事業
 (市営住宅の解体)
【羽田町団地】

A1-10
 住宅地区改良事業等(改良住宅ストック総合改善事業)
 (外壁改修・屋上防水改修・屋根改修 等)
【築地町改良住宅】

A1-12
 住宅地区改良事業等(改善推進事業)
 長寿命化計画策定委託業務

(参考様式3) 参考図面 (防災・安全交付金)

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県公営住宅等防災・安全計画(三重県地域住宅計画)(防災・安全)	交付対象	鈴鹿市
計画の期間	令和3年度～令和7年度(5年間)		



社会資本総合整備計画

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県公営住宅等防災・安全計画(三重県地域住宅計画)(防災・安全)		
計画の期間	令和3年度～令和7年度(5年間)	交付対象	三重県

1. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし。

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

2. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。(ただし、一定の要件を満たすことが必要です。)

3. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。